

< 筵内地区 >

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号イ

告示日（福岡県告示）	平成26年3月25日	根拠法令
建築できる用途	①一戸建て専用住宅	
	②店舗兼用住宅（住宅以外の床面積50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満） ・事務所 ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店 ・理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など ・洋服店、畳屋、建具屋、自動車店、家庭電器器具店など ・自家販売のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など ・学習塾、華道教室、囲碁教室など ・美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	建築基準法施行令 第130条の3 第1号から第7号
	③店舗、飲食店など（床面積が150㎡以下かつ2階以下） ・日用品販売店舗、食堂、喫茶店	建築基準法施行令 第130条の5の2 第1号
建蔽率	60%	
容積率	200%	
最低敷地面積	200㎡	
高さ制限	12m	
壁面後退距離	1m	

※ 長屋住宅、共同住宅、寄宿舎は建築できません。